

障害者雇用をお考えの事業主の皆さまへ

**障害者雇用のご相談には、**

**ハローワーク相模原をご活用ください**

令和6年4月1日から法定雇用率が2.3% ⇒ 2.5%に引き上げられます。

引き上げに伴い従業員数43.5人以上に1人 ⇒ 40.0人以上に1人の雇入れが必要となります。「どのように障害者雇用を進めたら良いかわからない」「どこに相談したら良いかわからない」といったご相談を多数いただいております。

**障害者の雇用をご検討される際は、ハローワーク相模原へご相談ください。**

ハローワーク相模原では

各就労支援機関と連携し、障害者雇用をバックアップいたします。

- ① 障害者雇用に関する相談
- ② 就労支援機関等（※）との連携によるあっせん
- ③ 職場定着支援
- ④ 各種助成金のご案内 等々

**問い合わせ先**

ハローワーク相模原（相模原公共職業安定所）  
雇用指導官

☎ 042-776-8609（32#）

**問い合わせフォーム**

\* 入力していただくと担当より折り返し連絡をいたします。

ハローワーク相模原トップページ→事業主の方へ→障害者雇用のご案内→[事業所状況確認アンケート](#)

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/051212>



※ 就労支援機関とは、障害をお持ちの方が通所で就職するための訓練を行っている機関。心身の面の自己管理ができることはもちろん、就職に必要な技能や知識を習得するための訓練を行っています。また、就職後も本人の特性を理解した支援者が定期的な企業訪問を実施するなど、職場定着支援も行っております。

## 障害者雇用までの流れ

初めて障害者雇用をお考えの企業の皆さまや、雇用してもすぐに辞めてしまった。雇用した後にトラブルになったなど、障害者雇用をためらっている企業の皆さまに、下記のような流れでの障害者雇用をお勧めしています。

### 雇用指導官による訪問

現在の状況やお考え等をお伺いし、具体的な支援内容をご提案します。

※状況に応じて支援機関等との訪問  
(業務の切り出し等の提案)

障害者のイメージが掴みづらい場合等、障害者雇用への不安解消のため、実際に就労訓練を行っている支援機関をご覧ください。いただくこともできます。

### 職場見学

職場見学を実施します。障害者は、健常者より不安を感じやすい方が多いため、応募検討者に詳しいイメージをつけ、不安解消を目的とするとともに、見学後に面談していただくことにより、企業の皆さまにもよりイメージを固めやすくすることを目的としています。

### 求人申込書の提出

#### ・紹介状の発行・面接

ここではじめて面接(選考)を行ってください。ご採用いただいた場合、状況に応じて各種助成金も活用いただけます。

### 職場体験実習

職場体験実習を受け入れていただくことにより、職場内での障害者理解促進を図り、採用後の定着率向上が期待できます。なお、職場体験実習に費用負担はありません。

注) 助成金は、各支給要件がありますので、必ず支給できるものではありません。

### 支援機関等による定着支援

採用された者が通っていた支援機関等より、定期的な職場定着支援を実施します。また、お困りの際は、ハローワークもご利用ください。

